

「北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱」の一部改正について

本市公立学校教員採用に係る諸課題の解決のため、下記のとおり見直しを行うもの。
 なお、見直し内容に併せて、試験実施要綱の改正及び試験実施要項（志願書と併せて配布）の改正を行うこととする。

記

1 選考方法に「補欠合格」を導入

近年、他都市教員採用試験との併願受験等により、最終合格者が本市での採用を辞退する事例が増えている。令和3年度（令和2年度実施）試験については、新型コロナウイルス感染症に係る対応として第一次試験を行わないことから、九州各県（政令市含む）との併願申請も可能な状況であり、例年以上に他都市との併願受験及び合格決定後の採用辞退が増加することが懸念される。

については、必要数（採用予定者数）を確実に確保するため、選考方法に「補欠合格」を導入し、最終合格者に欠員が生じた場合等に繰り上げ合格とするもの。

【現 行】

（選考方法）

- 第二次試験合格者をもって、最終合格者とする。ただし、第5条第1項第1号に該当する者については、教職経験者特別選考試験（現職教員枠）により、別に選考したものを最終合格者とする。



【改正後】 ※【現行】に追加

（選考方法）

- 第二次試験の受験者で最終合格者とならなかった者から補欠合格者（以下「補欠」という。）を決定し、最終合格者に欠員が生じた場合等には、補欠から最終合格者へ繰り上げ合格とする。

補欠合格の決定の有無は、第二次試験の結果通知と併せて行い、補欠を最終合格者とする場合には、対象者に個別に通知する。なお、補欠の有効期間は、受験日の属する年度の3月31日までとする。

北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>(選考方法) 第13条 (中略)</p> <p><u>7 第二次試験の受験者で最終合格者とならなかった者から補欠合格者(以下「補欠」という。)を決定し、最終合格者に欠員が生じた場合等には、補欠から最終合格者へ繰り上げ合格とする。補欠合格の決定の有無は、第二次試験の結果通知と併せて行い、補欠を最終合格者とする場合には、対象者に個別に通知する。なお、補欠の有効期間は、受験日の属する年度の3月31日までとする。</u></p> <p><u>8 最終合格者の選考にあたっては、必要な官公庁へ照会するとともに、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)は最終合格者として決定しないものとする。</u></p> <p>付 則 この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和2(2020)年度に実施する選考試験から適用する。</p> <p><u>付 則 この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年度に実施する選考試験から適用する。</u></p>	<p>(選考方法) 第13条 (中略) (新設)</p> <p>7 最終合格者の選考にあたっては、必要な官公庁へ照会するとともに、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)は最終合格者として決定しないものとする。</p> <p>付 則 この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和2(2020)年度に実施する選考試験から適用する。</p>